

2003年 9月5日

住民基本台帳ネットワークシステム参加是非について

住民投票を行うことに関する陳情

要旨 住民基本台帳ネットワークシステムへの参加の是非について、杉並区自治基本条例に基づき、住民投票を実施してしてください。

理由 杉並区は「住基ネット」に対し、数年来、慎重な対応をしてきました。区長並びに区議会が個人情報保護に深い理解を持ち、区民に誠実であらんと、都、国に対し疑義を呈し、有識者に意見を求め、区民にはアンケートを実施しました。昨年来の住基ネット不参加はそういう手続きを踏んだ上での決断と、区民は理解し、多数が賛同し、社会的にも評価されてきました。

さて六月四日に、杉並区長は、八月二五日の住基ネット本格稼働を控えて、住基ネットに「区民選択方式」いわゆる「横浜方式」の適用を妥当とし、関係機関と協議に入ることを発表しました。

しかし「横浜方式」は全員参加を前提としているため、真の意味での「選択制」ではありません。不参加希望者の情報は送信されないのではなく、「職権削除」という行政が使用に適さないことを示して送信されます。しかも参加希望者が申し出るのではなく、希望しない者が申し出なければなりません。「住基ネット」は「個人選択制」を認めてはいません。

六月に発表された杉並区の「住基ネット対応方針」のなかで、杉並区は個人情報保護関連五法成立後の住基ネットについて、「憲法上の保護法益である住民のプライバシー保護という観点から見たとき、こうした措置が講じられはしたものの依然として十分な安全性が確保されたとは言いがたい状況にある」と明言しています。しかも依然として、「個人選択制」は制度として保証されない、だからこそ杉並区は今まで接続してこなかったはずです。

住民基本台帳ネットワークシステム参加是非の問題は区民ひとりひとりのプライバシーに関わることです。

五月十一日付け広報すぎなみ掲載、二十三日締め切りのアンケート結果でも67%が「このまま不参加」と回答しています。(参加9%、選択制14%)

もとよりこれは住民基本台帳業務という重要な自治の根幹にかかわる問題でもあります。

全国に先駆け「自治のまち」を実現するため、杉並区はこの五月一日「杉並区自治基本条例」を施行しました。条例には「区政の重要事項について、広く区民の総意を把握するため」住民投票制度が位置づけられています(第二六条第二七条)。

住基ネット参加是非が住民投票を実施すべき事項にあてはまることは、このほか条例の第二章の基本理念に照らしても明白です。

ましてや、区長は条例施行以前にも住基ネットに関して、「議会、住民の意向が得られれば、参加の是非を問う住民投票も辞さない」ことを表明していました。

以上の諸点から、住民基本台帳ネットワークシステムへの参加是非は住民投票でこそ問われるべきと考え、住民投票の早急な実施を強く要請いたします。

陳情者 住基ネットに不参加を！杉並の会  
代表 石崎 暉子

名 前	住 所

(連絡及び集約先) 柏木美枝子 ☎3330-3016 〒166-0001 杉並区阿佐谷北1-45-2  
取り扱い団体